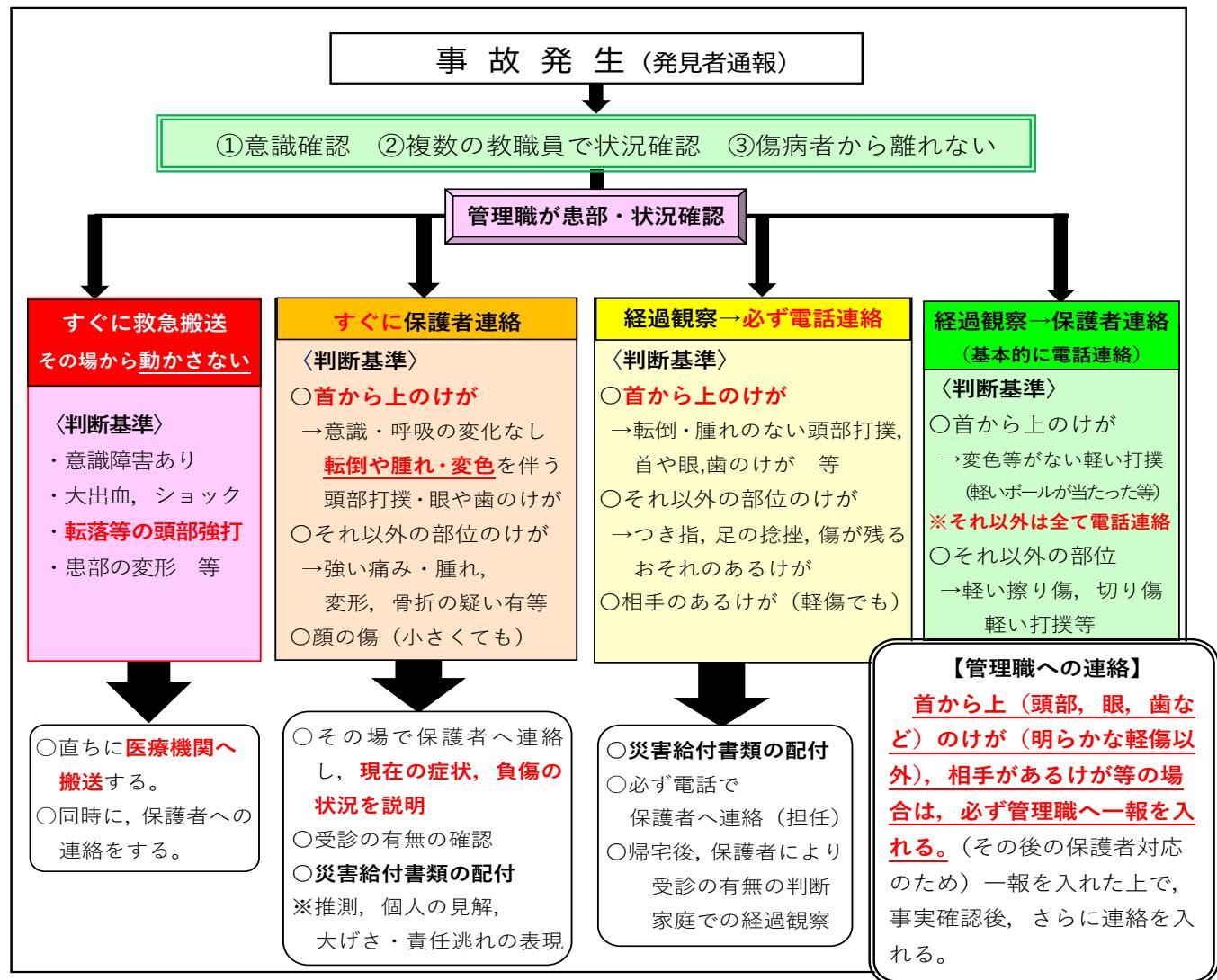


廿日市市全小・中学校では、頭位・その他の怪我に関して、児童生徒の命を守るために以下のマニュアルをもとにして対応をしております。保護者の皆様には、ご多忙の中、この対応マニュアルに応じてお迎えに来ていただいております。ご多忙の中、本当に、ご協力ありがとうございます。

今年度もこのマニュアルをもとに、しっかり連絡を取り合っていきたいと思います。今後とも、よろしくお願ひいたします。

事故発生時の対応



【保護者への連絡における5つの留意事項】

- ① **首から上 (頭部・眼・歯など) のけが**は、明らかな軽傷 (ボールが当たった等で、変色等がない打撲等) 以外は、**必ず保護者に電話連絡**する。
- ② **けが・疾病の状況を伝える。**
- ③ **事故の経緯や内容を伝える。**
- ④ 原則、**保護者に医療機関移送**をお願いする。(症状と一緒に見てもらい、医療機関受診の相談をするために、学校に来ていただくようお願いする。)
- ⑤ 保険証持参、支払いは保護者が行った上で、500点以上の場合は、後日災害給付金の請求を行っていただくように伝える。

※ すこやか (保健調査票) に記載された緊急連絡先の順番で、保護者へ連絡をする。